

議案第 2 1 号

三宅町複合施設整備基本構想策定業務委託事業者選定審査委員会設置条例の制定について

三宅町複合施設整備基本構想策定業務委託事業者選定審査委員会設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 3 月 1 0 日提出

三宅町長 森田 浩司

三宅町複合施設整備基本構想策定業務委託事業者選定審査委員会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、三宅町複合施設整備基本構想策定業務委託事業者選定審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の求めに応じて、三宅町複合施設整備基本構想策定事業者(以下「事業者」という。)の選定又は特定に関し必要な事項を調査審議する。

(委員)

第3条 委員会は、委員6人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育機関の職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、事業者が選定又は特定がされるまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初に行われる会議は、町長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることが出来る。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、複合施設整備基本構想担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。